

事業場のみなさんへ

大雨による浸水から街を守り、海や川をきれいにし、快適な生活環境を実現すること、それが下水道の役割です。

ところが、事業場等から汚染度の高い排水や重金属などの有害な物質を含んだ下水が下水道へ排除されると、管きょ等の下水道施設に損傷を与えたり終末処理場の浄化能力を低下させたりする恐れがあります。

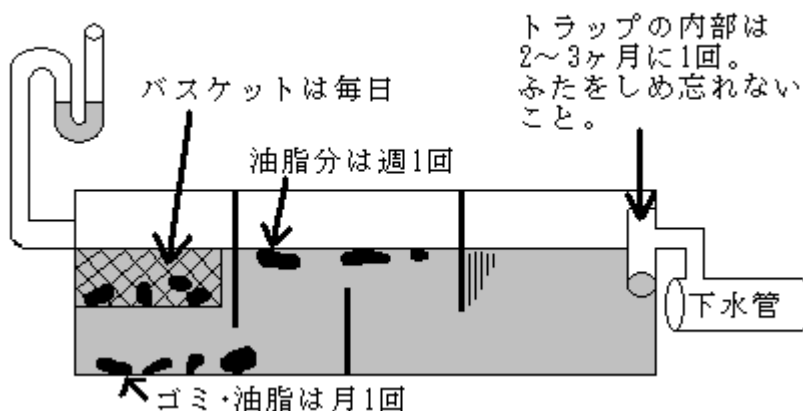
このため、下水道法及び高松市下水道条例では、事業場等からの下水に対して水質基準を定めています。この水質基準を超える下水は流すことはできません。水質基準を超えるおそれのある下水は、排水設備の設置等により基準内にしてから下水道に流すよう定められています。

なお、設置された排水設備の機能を十分発揮するためには、排水設備の適正な維持管理を行う必要があります。

グリース阻集器は次のような管理を行ってください。

なお、設計計算時に清掃周期の設定を行っている場合は、その周期に合わせてください。

- バケットの清掃は毎日1回
(油が固着していない残さは飲食店では事業系一般廃棄物として処分)
- 油脂分(ラード)の清掃は1週間に1回(産廃処分のこと)
- ゴミ・油脂の清掃は1ヶ月に1回(産廃処分のこと)
- トラップの内部の清掃は2～3ヶ月に1回)



下水を流したことにより公共下水道の施設を損傷した場合は、その改修工事に要する費用の一部又は全部を負担してもらう場合があります。排水設備の適正な維持管理、廃液の回収など適切に行い、下水の水質基準を遵守してください。